公立大学法人沖縄県立芸術大学アドミッションセンター規程

令和3年5月26日 沖芸大規程第48号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学組織規則(令和3年沖芸大規則 第3号)第15条第3項に基づき、沖縄県立芸術大学アドミッションセンター(以下 「センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (目的)
- 第2条 センターは、沖縄県立芸術大学(以下「本学」という。)における入学者選抜 方法の改善及び入学者選抜の円滑な実施に資するため、本学の入学者受入れの方針 に則した適切な入学者選抜制度の研究開発を行うとともに、学生募集に係る広報活 動等を行うことを目的とする。

(業務)

- 第3条 センターは、前条の目的を達成するために、各学部及び各研究科との連携により、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 入学者選抜方法の調査研究及び企画・立案に関すること。
 - (2) 入学者選抜に係る点検・評価及び改善に関すること。
 - (3) 学生募集に係る広報活動に関すること。
 - (4) 入学者選抜試験及び大学入学共通テストの実施に関すること。
 - (5) 入学者選抜試験の全学的調整に関すること。
 - (6) 高大接続に関すること。
 - (7) 本学入学試験管理委員会から付託された事項に関すること。
 - (8) その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組織)

- 第4条 センターは、次に掲げる教職員をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 各学部入学試験委員会委員長
 - (3) 各研究科運営委員長
 - (4) 教務学生課長
 - (5) 入学試験担当事務局職員
 - (6) 学長が必要と認める職員

(任期)

第5条 前条第6号に掲げる職員の任期は1年とし、再任を妨げない。 ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長)

- 第6条 センター長は、センターに関する業務を掌理する。
- **2** センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長の 任期は、前任者の残任期間とする。

3 センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名したものが、その 職務を代理する。

(運営会議)

第7条 センターに、沖縄県立芸術大学アドミッションセンター運営会議(以下「運営会議」という。)を置き、第4条に掲げる教職員をもって構成する。

(審議事項)

- 第8条 運営会議は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 第3条に掲げるセンターの業務に関すること。
 - (2) その他センターの運営に関する重要なこと。

(招集)

- 第9条 運営会議は、センター長が招集する。
- **2** 運営会議構成員の3分の1以上の者からの要求があったときは、センター長は運営会議を招集しなければならない。

(会議)

- 第10条 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 運営会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- **3** 運営会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第11条 運営会議は、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事録)

- 第12条 運営会議は、議事録を備え、会議の日時、出席者、議事日程及び議決の要旨、 その他必要な事項を記載する。
- **2** 議事録は、センター長が保管し、構成員の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

(庶務)

第13条 センターの庶務は、教務学生課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、 本学入試管理委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則(令和3年5月26日理事長決裁)

この規程は、令和3年5月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年3月30日理事長決裁)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。